

令和5年3月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(ワ)第1558号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年10月17日

判 決

5 当事者 別紙当事者目録のとおり。

主 文

1 被告は、原告1に対し、1650万円及びこれに対する平成31年1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告2に対し、1650万円及びこれに対する平成31年1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの、その余を被告の負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、本判決が被告に送達された日から14日経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が原告らにつき各1480万円を供するときは、それぞれ第1項及び第2項に係る仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 請求

20 1 被告は、原告1に対し、3300万円及びこれに対する昭

から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告2に対し、3300万円及びこれに対する

から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

25 1 本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法（昭和23年法律第156号。以下「旧優生保護法」という。）に基づく優生手術の対象とな

5 った原告らが、厚生大臣において優生手術が実施されないような措置を執らなかつたこと、厚生大臣・厚生労働大臣において被害回復・軽減措置を執らなかつたこと、国会議員において補償・賠償立法をしなかつたことなどが違法であるとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金各3300万円及びこれに対する優生手術の日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

10 (1) 旧優生保護法の定め

旧優生保護法は、昭和23年7月13日に成立し、同年9月11日に施行された法律である。後記(2)の改正前の条文は別紙のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

ア この法律の目的（1条）

15 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

イ 定義（2条）

この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう（2条1項）。

20 ウ 本人の同意による優生手術（3条）

医師は、本人若しくは配偶者又は本人若しくは配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患等を有している者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。（3条1項1号ないし3号）

エ 審査を要件とする優生手術（4条ないし13条）

(ア) 医師は、診断の結果、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、顕著な遺伝性精神病質、顕著な遺伝性身体疾患又は強度な遺伝性奇型の疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるとときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない（4条）。

申請を受けた都道府県優生保護審査会は、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定し（5条1項）、優生手術を行うことが適當である旨の決定に異議がないときは又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、都道府県優生保護審査会が指定した医師が優生手術を行う（10条）。

(イ) 医師は、遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる（12条）。申請を受けた都道府県優生保護審査会は、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定し、医師は、優生手術を行うことが適當である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる（13条）。

## (2) 旧優生保護法の改正

旧優生保護法は、平成8年6月18日に成立した優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号。同月26日公布）により、題名が「母体保護法」に改められ、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」との目的（1条）、3条1項1号ないし3号及び4条ないし13条等が削除された（以下、同改正を「平成8年改正」という。）。

(3) 原告ら

ア 原告1は、[REDACTED] 男性である。

イ 原告2は、[REDACTED] で出生した男性である。

(4) 別件訴訟及び本件訴訟の提起

ア 平成30年1月30日、優生手術の対象者の1人が、仙台地方裁判所において、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求訴訟を提起した（当庁平成30年（ワ）第76号。以下「仙台第一次訴訟」という。）。

イ 原告らは、同年12月17日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

(5) 一時金の支給に関する法律の制定

平成31年4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）が制定された（以下「一時金支給法」という。）。（顕著な事実）

3 爭点

(1) 国家賠償法上の違法性

ア 違法事由①—優生手術の実施に係る作為義務違反（争点(1)）

イ 違法事由②—平成8年改正前までの一連一体の違法行為（争点(2)）

ウ 違法事由③—旧優生保護法の制定から現在までの一連一体の違法行為（争点(3)）

エ 違法事由④—平成8年改正後から現在までの被害回復・軽減措置を執るべき作為義務違反（争点(4)）

オ 違法事由⑤—補償・賠償立法の立法不作為（争点(5)）

(2) 原告らの損害（争点(6)）

(3) 損害賠償請求権の消滅（違法事由①及び違法事由②）

ア 民法724条後段の期間の経過（争点(7)）

イ 民法724条後段の効果の発生の制限等（争点(8)）

第3 爭点に関する当事者の主張

1 争点(1)（違法事由①—優生手術の実施に係る作為義務違反）について  
(原告らの主張)

(1) 旧優生保護法の違憲性

旧優生保護法の優生手術に関する条項（旧優生保護法第2章（3条ないし  
5 13条）、第4章（16条ないし19条）及び第5章（20条ないし24条）。  
以下「優生条項」という。）は、次のとおり、違憲無効である。

ア 憲法13条違反

子を産むか産まないかは、人の生き方の根幹に関わる決定で最も私的な領域に属するから、国家による干渉を受けることなく、個人の完全な自由意思によって決定されるべきであり、このような生殖に関する自己決定権（リプロダクティブライト）は憲法13条によって保障される。  
10

優生条項は、個人の価値を優生と劣性に分類した上で、劣性とされた者に対し、高度の身体的な侵襲を伴う手術を実施して、生殖を不能にすることを定めたものであるから、憲法13条によって保障される個人の尊厳、身体の不可侵及び生殖に関する自己決定権を侵害するものであつて、同条に違反する。

イ 憲法14条1項違反

優生条項は、特定の疾患を有する者に対して差別的取扱いをするものであるところ、かかる取扱いに何らの正当性も認められないから、優生  
20 条項は、憲法14条1項に違反する。

ウ 憲法24条2項違反

優生条項は、個人の尊厳を損なって子を産み育てる権利を侵害するものであり、これは、子を産み育てるか否かという家族の構成に関する事項についての国会の合理的な立法裁量を逸脱するものであるから、憲法  
25 24条2項に違反する。

エ 憲法36条違反

憲法 36 条は、行政手続にも適用ないし準用されるというべきであるから、優生条項は、憲法 36 条に違反する。

(2) 本件優生手術の実施についての作為義務違反

ア 原告 1 は [REDACTED] 遺伝性精神薄弱であるとして旧優生保護法 4 条に基づき、精管切除結紮法による優生手術を受けた。また、原告 2 は [REDACTED] 同条に基づき、精管切除結紮法と思われる術式により、優生手術を受けた（以下、併せて「本件優生手術」という。）。

イ 前記(1)のとおり、優生条項が違憲であることは制定当初から客観的に明白であったから、旧優生保護法に係る行政事務を分担管理していた厚生大臣は、本件優生手術までに、旧優生保護法の改正案を内閣総理大臣に提出することを含め、旧優生保護法に基づく本件優生手術が実施されないような措置を執るべき職務上の注意義務を負っていた。

厚生大臣は、これを怠り、漫然と本件優生手術の実施に至らしめ、原告の人としての尊厳を毀損し、原告の生殖に関する自己決定権、身体の不可侵等の憲法上保障されている権利を侵害したのであるから、厚生大臣の行為は、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

本件優生手術の実施は不知。その余について、原告の主張を認めるものではないが、原告の主張を前提としても、後記 7 (被告の主張) のとおり、原告の損害賠償請求権は、民法 724 条後段により消滅した。

2 争点(2) (違法事由②—平成 8 年改正前までの一連一体の違法行為) について  
(原告の主張)

(1) 平成 8 年改正前の行為

ア 旧優生保護法の制定及び同法の改廃をしなかった立法不作為  
優生条項が違憲であることは制定当初から客観的に明白であったから、

国會議員が旧優生保護法を制定したこと及び本件優生手術の前にこれを改廃しなかったことは、国家賠償法上違法である。

イ 旧優生保護法に基づく優生政策を推進し、優生思想を社会に浸透させた行為

5 (ア) 国會議員は、昭和23年から昭和30年にかけて、優生手術の実施件数の増加、優生思想及び旧優生保護法の普及、優生学的な人口の抑制のための旧優生保護法に係る予算の拡充等を求める発言をするなどし、これにより、旧優生保護法に基づく優生政策を推進し、優生思想を社会に浸透させた。

10 厚生大臣及び厚生省の職員は、昭和24年から昭和46年にかけて、各都道府県等に、優生手術の実施件数の増加を求め、また、手術を受ける者の意思に反した手術や、身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許されるなどと通知し、これにより、旧優生保護法に基づく優生政策を推進し、優生思想を社会に浸透させた。

15 文部大臣は、昭和35年から昭和58年にかけて、学習指導要領等に優生思想を盛り込み、優生思想についての記載がある教科用図書等を検定し、これにより、旧優生保護法に基づく優生政策を推進し、優生思想を社会に浸透させた。

20 その他の国務大臣や政府委員等の政府の職員（以下、国會議員、厚生大臣及び厚生省の職員並びに文部大臣と併せて「国會議員ら」という。）は、昭和25年から昭和32年にかけて、国会の委員会等において、優生手術の実施件数の増加、そのための予算の拡充等を求める発言をするなどし、旧優生保護法に基づく優生政策を推進し、優生思想を社会に浸透させた。

25 (イ) 優生条項が違憲であることは制定当初から客観的に明白であったにもかかわらず、国會議員らが、旧優生保護法に基づく優生政策を推進

し、優生思想を社会に浸透させた行為はいずれも国家賠償法上違法である。

ウ 本件優生手術の実施についての作為義務違反

厚生大臣の行為が国家賠償法上違法であることは、前記1（原告らの主張）(2)のとおりである。

(2) 前記(1)アないしウの行為は、旧優生保護法の制定を基礎に、障害者に対する差別・偏見を定着・蔓延させ、原告らの人としての尊厳を毀損し、原告らの生殖に関する自己決定権、身体の不可侵等を侵害する行為であって、密接に関連するものであるから、継続的で一体性が認められ、平成8年改正前まで継続した一連一体の違法行為である。

(被告の主張)

原告らの主張を認めるものではないが、原告らの主張を前提としても、後記7（被告の主張）のとおり、原告らの損害賠償請求権は、民法724条後段により消滅した。

3 争点(3)（違法事由③—旧優生保護法の制定から現在までの一連一体の違法行為）について

(原告らの主張)

(1) 平成8年改正前の一連一体の違法行為

前記2（原告らの主張）のとおり、旧優生保護法の制定等（前記2(1)ア）、優生政策の推進（同イ）及び本件優生手術の実施（同ウ）は平成8年改正前まで継続する一連一体の違法行為である。

(2) 厚生大臣・厚生労働大臣の平成8年改正後の違法行為

ア 上記(1)の平成8年改正前までの一連一体の違法行為は、国による作為義務を生じさせる根拠となる先行行為である。

上記先行行為により、原告らの人としての尊厳が侵害されたのであるから、条理上、遅くとも平成8年改正の時点で、障害者福祉政策の推進

をその所掌事務としていた厚生大臣又は厚生労働大臣において、原告らの人がしての尊厳を回復させるため、被害回復・軽減のための措置として、優生条項の廃止の事実やその理由の公表、謝罪等によるステイグマの除去及び名誉回復並びに被害実態の検証の措置を執る義務があった。

5 イ 厚生大臣又は厚生労働大臣は、平成8年改正後も現在に至るまで、上記義務に違反し、必要な措置を執らず、これにより、今まで原告らの人としての尊厳を侵害しており、厚生大臣又は厚生労働大臣の行為は、国家賠償法上違法である。

10 (3) 上記(1)の平成8年改正前までの一連一体の違法行為と上記(2)の平成8年改正後の違法行為は、人としての尊厳の侵害という点で同じ法益に対する継続的な侵害行為として連續性があり、一連一体の違法行為であり、このような一連一体の違法行為は今まで継続している。

(被告の主張)

(1) 厚生大臣・厚生労働大臣の平成8年改正後の違法行為について

15 ア 不法行為の効果として発生する損害賠償請求権の損害賠償の方法として金銭賠償を原則としていること（国家賠償法4条、民法722条1項、417条、723条）、不法行為に基づく損害賠償請求権につき消滅時効及び除斥期間が定められていること（同法724条）、解釈による原状回復の余地が否定されていること（大審院明治37年12月19日判決・民録10輯1641頁、大審院大正10年2月17日判決・民録27輯321頁）からすれば、先行行為が不法行為を構成する場合、先行行為と相当因果関係のある損害については、特別の定めのない限り、先行行為の不法行為に基づく金銭賠償の方法による損害賠償により回復されるべきであって、条理を根拠として、金銭賠償と異なる方法により損害を回復・軽減することは認められない。したがって、不法行為に基づく損害賠償以外の損害回復のための措置を執る義務を観念することはできない。

原告らの主張する、平成8年改正後に被害回復・軽減のための措置が執られなかつたために人としての尊厳に対する持続的な侵害を受けたことによる損害は、本件優生手術時に発生しているものないし予見可能なものであり、先行行為たる本件優生手術の実施に係る不法行為と相当因果関係のある損害に含まれると解ざるを得ない。

イ また、厚生大臣及び厚生労働大臣に、原告らが主張する被害回復・軽減のための措置を執ることを義務付ける法令の規定は存在しないこと、被害回復・軽減のための措置の内容（実施時期・期間、実施対象、実施内容及び実施方法等）は一義的に定まるものではなく、作為義務を課される公務員において、通常すべきとして認識できる程度に、その発生要件及び作為義務の内容が明確なものとして当然に導き出されるものではないことなどからすれば、厚生大臣及び厚生労働大臣が、原告らが主張する被害回復・軽減のための措置を執る義務を負うことではなく、その不作為について国家賠償法上違法と評価されることはない。

15 (2) 以上のとおり、原告らの主張する厚生大臣・厚生労働大臣の平成8年改正後の行為が違法となることはないから、平成8年改正前の行為と一連一体の現在まで継続する違法行為があるということもできない。

4 争点(4)（違法事由④—平成8年改正後から現在までの被害回復・軽減措置を執るべき作為義務違反）について

20 (原告らの主張)

(1) 前記3（原告らの主張）(1)の平成8年改正前までの一連一体の違法行為は、国による作為義務を生じさせる根拠となる先行行為であり、この先行行為に基づき、条理上、優生手術時か平成8年改正時までに、厚生大臣又は厚生労働大臣には、原告らの人としての尊厳を回復させるため、違法事由③と同様の被害回復・軽減のための措置及び損害賠償・補償のための措置を執る義務が発生した。

国政運営上の政策方針や必要な立法等を企画立案するのは行政機関の役割であり責務であるから、優生手術や優生政策等により生じた被害について、被害回復の措置を執る権限を有し責務を負うのは厚生大臣ないし厚生労働大臣である。そして、行政機関の立法における役割や責務、情報収集能力や調査能力の観点等からすれば、国務大臣の法案提出義務は、国会の立法不作為の基準よりも緩やかに解されるべきである。

平成8年改正当時既に優生手術から20年が経過した被害者において、国家賠償法に基づく損害賠償請求をすることが極めて困難であることは明らかであるから、国家賠償法が存在していることは、損害賠償・補償のための措置を執る義務があることを否定する理由にはならない。

また、国は、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（以下「拷問等禁止条約」という。）により効果的な救済の確保をする義務を負っているから、この点からも、条理に基づく上記の義務が根拠づけられる。

(2) 厚生大臣及び厚生労働大臣は現在に至るまで、上記義務に違反し、必要な措置を執らず、これにより、原告らの人としての尊厳を毀損しており、遅くとも平成8年改正当時以降には、その義務違反は国家賠償法上違法となるというべきである。

(被告の主張)

(1) 厚生大臣又は厚生労働大臣が、損害賠償・補償のための措置以外の被害回復・軽減のための措置を執る義務を負うとはいえないことは、前記3（被告の主張）のとおりである。

(2) 損害賠償・補償のための措置を執る義務について、憲法17条は、公務員の違法行為における被害者の救済に関し、侵害された権利の重大性や侵害の態様によって、保護の態様を異なるものとすることを予定しておらず、同条は、原告らを含む優生手術の対象者が国家賠償法による損害賠償請求が極め

て困難であったことを理由に、同法により確保されている権利行使の機会以上に、具体的、現実的な権利行使の機会を確保すべき地位を保障するものではない。

そして、昭和22年以降国家賠償法が存在していたことからすれば、国会議員において、同法と別に損害賠償・補償のための立法措置を執ることが必要不可欠であったとはいえないし、これによれば、厚生大臣及び厚生労働大臣において、損害賠償・補償のための法案の提出を行うなどの措置を執るべき職務上の法的義務を負っていたということはできない。

## 5 爭点(5)（違法事由⑤—補償・賠償立法の立法不作為）について

10 (原告らの主張)

(1) 原告らは、本件優生手術により、生殖に関する自己決定権や身体の不可侵等を侵害されたのであるから、被告に対し、①憲法17条に基づく国家賠償請求権、②憲法13条により保障されている特別犠牲を強いられない権利が侵害されたことによる補償請求権、又は③憲法13条、14条及び25条等の精神・趣旨により生じる補償請求権を有する。

(2) 優生条項が違憲であることは明白であり、平成8年改正の時点で、原告らを含む優生手術の対象者の約98%について20年の除斥期間が経過していたことからすれば、平成8年改正の時点で、補償・賠償についての特別な立法措置が必要不可欠であることが明白であったといえる。当時の坂口力厚生労働大臣が、平成16年3月24日の参議院厚生労働委員会において、旧優生保護法に基づく優生手術の対象者があることについて、今後どうしていくかを考えていきたい旨の発言をしたことからすれば、遅くとも同日の時点で、国會議員においても、上記立法措置が必要不可欠であることが明白になっていた。

25 そして、旧優生保護法の制定等、優生政策の推進及び優生手術の実施により、障害者に対する差別・偏見を定着・蔓延させたことからすれば、特別な

立法措置の内容は、①国会としての謝罪、②優生思想の克服、障害者に対する偏見差別解消に向けての国と国民の責務の明示のほか、③被害回復のための特別措置（補償ないし賠償）の行使の機会の確保を含むものであることを要する。

5 (3) 以上のとおり、国会議員において、遅くとも平成16年3月24日には立法措置が不可欠であることが明白になったにもかかわらず、現在にいたるまで正当な理由なく長期にわたって立法措置を執る義務を怠っているところ、上記時点から3年間が経過した後の平成19年3月25日以降の立法不作為は、国家賠償法上違法となるというべきである。

10 なお、一時金支給法は、優生条項が違憲であることを前提にして、優生手術の対象者の甚大な被害を補うという実質を欠くものであるから、一時金支給法の成立をもって、立法措置を執る義務を履行したことにはならない。

#### (被告の主張)

15 国会議員において、国家賠償法と別に損害賠償・補償のための施策を講じるための立法措置を執ることが必要不可欠であったとはいえないことは前記4(被告の主張)のとおりである。また、原告らが主張する被害回復・軽減のための措置の内容（実施時期・期間、実施対象、実施内容及び実施方法等）は一義的に定まるものではなく、作為義務を課される公務員において、通常すべきとして認識できる程度に、その発生要件及び作為義務の内容が明確なものとして当然に導き出されるものではない。

### 6 争点(6) (原告らの損害)について

#### (原告らの主張)

##### (1) 慰謝料 各3000万円

ア 本件優生手術は身体を切開して精管を結紮切除する手術であり、高度の身体的な侵襲を伴い、身体の完全性を後天的に損なわせるものであるから、手術自体による身体的苦痛及び精神的苦痛は極めて大きい。さらに、本件

優生手術は、憲法上保障されている権利である原告らの生殖に関する自己決定権を不可逆的に奪うものであり、原告らはこれにより、著しい精神的苦痛を被り続け、これは「人生被害」ともいべきものである。

5 このような被害についての被告の責任は重大であるにもかかわらず、被告は平成8年改正後も不誠実な対応に終始し、原告らは現在までも被害の救済を得られていない。以上によれば、原告らの身体的苦痛及び精神的苦痛に対する慰謝料は3000万円を下らない。

10 イ また、違法事由③及び違法事由④における平成8年改正後の不作為による違法行為により、原告らには、人としての尊厳の著しい毀損という継続的・累積的な被害ないし損害が日々発生している。違法事由③及び違法事由④の損害は、本件優生手術による損害に加えて、平成8年法改正以降、被害回復・軽減のための措置（損害賠償・補償のための措置を除く。）が執られなかつたことにより人としての尊厳の著しい毀損が続いていることによる損害である。

15 (2) 弁護士費用 各300万円

(3) 遅延損害金の起算点

遅延損害金の起算点は、違法事由①ないし違法事由③に係る請求については違法行為である本件優生手術の日（原告1につき [REDACTED]  
20 原告2につき [REDACTED] であり、違法事由④及び違法事由⑤に係る請求については平成19年3月25日である。（違法事由①ないし違法事由⑤に係る損害賠償請求は選択的併合。）

(被告の主張)

不知。

7 争点(7)（民法724条後段の期間の経過（違法事由①及び違法事由②））について

(被告の主張)

違法事由①に係る損害賠償請求権の除斥期間の起算点は本件優生手術の実施の時である。また、違法事由②（旧優生保護法の制定等、優生政策の推進及び本件優生手術の実施）に係る損害賠償請求権について、国家賠償法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を与えたときに、これを賠償する責任を負うことを定めるものであるところ、原告らの主張する加害行為は、原告らとの関係では、本件優生手術の実施の時点までに旧優生保護法の改廃をせず、優生政策を推進し、本件優生手術の時点までにその実施を防止する措置を執らなかつたことにより、本件優生手術が行われたというものである。原告らの権利侵害は本件優生手術の実施時に一回的に生じたものであるから、除斥期間の起算点は、本件優生手術の実施の時である。

原告らは、本件優生手術の実施の時から20年の除斥期間が経過した後に本件訴訟を提起したのであるから、違法事由①及び違法事由②に係る原告らの損害賠償請求権は、除斥期間の経過により消滅した。

15 (原告らの主張)

(1) 民法724条後段は、その沿革及び平成29年法律第44号による改正の経緯に照らし、消滅時効と解すべきであり、除斥期間であるとする被告の主張は誤りである。

(2) 仮に、民法724条後段の期間を除斥期間であると解するとしても、その起算点は、被害者にとって客観的に権利行使が可能になる程度に損害が顕在化した時、又は社会通念上提訴が困難ではなくなったと認められる時とすべきである。

25 優生手術による損害が不法行為によるものであると客観的に認識可能になったのは、日本弁護士連合会が、平成29年2月16日に、「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」（甲A5）を公表した時点であり、被

害者にとって客観的に権利行使が可能な程度に損害が顕在化したのは、平成29年2月16日である。

また、そのように解し得ないとしても、社会通念上提訴が困難ではなくなったのは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が成立した平成25年6月19日である。そうでないとしても、平成13年11月1日の日本弁護士連合会の人権擁護大会第1分科会の報告資料によれば、当時社会通念上提訴が困難ではなくなったといえる状況ではなく、起算点は、少なくとも同時点より後である。

## 8 爭点(8)（民法724条後段の効果の発生の制限等）

10 (原告らの主張)

### (1) 除斥期間の効果の発生の制限

ア 原告1は、平成30年1月頃、仙台第一次訴訟の訴え提起についての報道等に接し、同年5月1日、入居しているグループホームの関係者に、優生手術を受けたことを打ち明けた。原告1は、同年8月21日、弁護士に相談をし、同月23日、個人情報開示請求をし、同年9月20日に記録の開示を受けた。

原告2は、平成30年6月、優生手術についての国家賠償請求訴訟に関する報道に接し、担当のケースワーカーに相談し、同年7月5日、弁護士に相談をし、同年9月6日、個人情報開示請求をし、同年10月10日に記録の開示を受けた。

イ 原告らは、違憲な法律に基づき国の政策として行われた不法行為により、人としての尊厳が毀損され、憲法上保障されている権利を侵害されて甚大な被害を受けた。被告が、①優生政策の推進により優生手術の対象者に対する差別・偏見を浸透させたこと、②加害の事実を認識しがたい構造的な仕組みを構築してきたこと、③平成8年改正において優生条項の違憲性に明確に言及せず、その後も優生手術は手術の当時は適法であったとの見解

を表明し、被害についての情報を入手できる制度の整備を怠るなど被害救済の措置を執らなかつたことから、原告らは、本件優生手術が不法行為であることを認識することができず、また、権利行使をすれば社会的な差別・偏見にさらされる恐れがあつた。したがつて、原告らには、権利行使を不可能又は著しく困難とする事由があつた。

以上によれば、除斥期間の経過による効果を権利者に甘受させることは、著しく正義・公平に反するというべきであるから、原告らにおいて、権利行使を不能又は著しく困難とする事由が解消した時点から、一定期間が経過するまでの間に権利行使をしたという特段の事情がある場合には、除斥期間の効果は生じない。

ウ 内閣が法律誠実執行義務を負うことに照らせば、権利行使を不可能又は著しく困難とする事由は、最高裁判所が違憲の判断をして国家賠償法に基づく損害賠償請求を認容する判決をするまで存続するというべきであるから、最高裁判所の判決の時点から 6 か月以内に損害賠償請求権を行使した場合には、上記特段の事情があるといふべきである。

また、原告らを含む優生手術の被害者において、自己の受けた被害が国の不法行為であることを客観的に認識し得た時、すなわち、例えば、一時金支給法の制定の時点（平成 31 年 4 月 24 日）で権利行使を不能又は著しく困難とする事由が解消したと捉えることも可能であるから、同法の制定の時点から 5 年以内に損害賠償請求権を行使した場合には、上記特段の事情があるといふべきである。

さらに、原告らにおいて、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが困難であったこと、優生手術という被害の性質上、被害の申告をすることが困難であったこと、提訴の意思決定及び具体的な提訴行動の準備には相当程度の時間を要することなどに照らせば、原告らによる権利行使を不能又は著しく困難とする事由は、本件訴訟を提起する 6

か月より前の時点では解消していなかったというべきである。

エ 以上によれば、原告らには上記特段の事情があるから、原告らの損害賠償請求権について、除斥期間の効果は生じない。

(2) 民法724条後段の適用をすべきでないこと

ア 憲法17条は、立法府に無制限の裁量権を付与するものではないところ、民法724条後段を準用する国家賠償法4条を適用するに当たっては、規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段の合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである。

優生手術の被害者の損害賠償請求権を消滅させることの合理性及び必要性は存しないから、国家賠償法4条が民法724条後段を準用する部分は、本件に適用する限りにおいて憲法17条に反し、違憲である。

イ 拷問等禁止条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、障害者の権利に関する条約、国際人権法の重大な違反及び国際人道法の深刻な違反の被害者のための救済及び賠償の権利に関する基本原則及びガイドラインに照らし、国家賠償法4条が民法724条後段を準用する部分は、優生手術の被害者については適用されないものと解すべきである。

(被告の主張)

(1) 除斥期間の効果の発生の制限について

ア 民法724条後段の除斥期間の効果の発生の制限を認めた最高裁判所平成5年(オ)第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁(以下「平成10年判決」という。)及び最高裁判所平成20年(受)第804号同21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁(以下「平成21年判決」という。)の判例法理によれば、同条後段の効果が生じない「特段の事情」が認められるためには、①少な

くとも、時効停止規定のように除斥期間の経過による効果の発生を制限する根拠となる明文の規定が存在し、当該規定により法定された客観的な事由に相当する事由、すなわち、権利者側の認識や認識可能性とは別の観点から、権利行使を不能又は著しく困難とする客観的な事由があり、かつ、  
②上記客観的な事由が債務者の不法行為に起因するため、除斥期間の経過による効果を権利者に甘受させることが著しく法的正義や債権者と債務者間の公平の理念に反すると評価される場合に限られる。

イ ①について、原告らの損害賠償請求権について、除斥期間の経過による効果の発生を制限する根拠となる明文の規定が存在しない。また、原告らは、被害者の認識あるいは認識可能性という主観的な事由を問題とするもので、権利行使を不能又は著しく困難とする客観的な事由ではない。そして、明文の規定が存在しない場合に、権利行使が困難であるというだけで、民法724条後段の効果の発生の制限を認めることは、除斥期間の例外を消滅時効の場合を超えて広く許容する点で、除斥期間の基本的な法的性質に反する。また、時効停止規定所定の事由が認められることを前提に、更に要件を加重して除斥期間の効果の発生を制限した平成10年判決及び平成21年判決の基本的な考え方とも整合しない。

そして、旧優生保護法に基づく優生手術の実施の事実は公にされ、原告らは、本件優生手術を受けた後程なく、不妊手術であったことを認識するに至っていたことに加え、平成8年改正の改正経緯及び改正後の状況等からすれば、客観的な状況による限り、原告らにおいて、遅くとも平成8年改正を契機として、本件優生手術の実施の理由や根拠の調査等をすることが可能であったから、平成8年改正の後に権利行使を不能又は著しく困難とする客観的な事由が継続していたということはできない。

ウ ②について、加害行為の内容、違法性ないし法益侵害の大小等を除斥期間の経過による効果の発生を制限する事由とすることは、民法724条後

段の趣旨に明らかに反する。

また、被告において、原告らが損害賠償請求の権利行使ができない状況を意図的・積極的に作出したことはなく、被告の行為に起因して原告らの権利行使が客観的に妨げられたとはいえないから、除斥期間の経過による効果を発生させることが著しく正義・公平の理念に反するということはできない。  
5

さらに、被告は、昭和50年代から平成8年改正後まで、障害者等に対する差別等の温床ともなり得る法律について、必要な改正を行うなどし、一貫して障害者等に対する差別等を解消するための取組を行ってきたのであり、平成8年改正後、被告が障害者等に対する差別・偏見を助長したなどということはできず、この意味からも、除斥期間の経過による効果を発生させることが著しく正義・公平の理念に反するということはできない。  
10

## (2) 民法724条後段の適用をすべきでないことについて

ア 憲法17条は、大日本帝国憲法下での国家無答責の原則を廃し、国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うとした規定であって、当該行為の態様やその違法性の強弱等といった個別事情に応じて、異なった規律を設けることや、国又は公共団体が負うこととなる損害賠償責任について、民法上の不法行為責任を超える内容の規律とすることまでは要請していない。したがって、公務員の行った不法行為に関し、民法上の不法行為責任と同等の責任を負うものとする国家賠償法4条は、憲法17条の要請を何ら損なうものではなく、国家賠償法4条は、優生手術を受けた者の損害賠償請求権についても民法724条後段の適用を当然に予定している。原告らの適用違憲の主張は、一般的合憲性の認められるこれらの規定が当然に適用を予定している場合の一部につき、その適用を違憲と主張するものであり、主張自体失当である。  
20  
25

イ 原告らは、条約及び国際規約等に基づき、民法724条後段の不適用を主張するが、原告らの主張する条約及び国際規約等は、被害者の権利についての除斥期間の規定の適用を遡及的に否定することを被告に法的に義務付けるものではない。

5 第4 当裁判所の判断

1 争点(1)（違法事由①—優生手術の実施に係る作為義務違反）について

(1) 前記前提事実、証拠（甲4B1の1及び2、甲4B3の1、甲4B4、甲5B2、証人 [ ] 原告ら本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告1は [ ] に、原告2は [ ] にそれぞれ旧優生保護法4条に基づく本件優生手術を受けたことが認められる。

(2) 原告らは、優生条項が優生手術の対象者の憲法上の権利を侵害し、違憲無効であることは旧優生保護法の制定当初から明らかであったから、厚生大臣は、本件優生手術の実施までに、旧優生保護法に基づく本件優生手術が実施されないような措置を執るべき職務上の注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったと主張し、その不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張する。

この点、厚生大臣は、本件優生手術の当時、主任の大臣として旧優生保護法に係る行政事務を分担管理していたから、旧優生保護法の改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出する権限を有していた（国家行政組織法11条）。また、前記前提事実(1)エのとおり、旧優生保護法4条に基づく優生手術は、都道府県優生保護審査会による決定によって行われるところ、本件優生手術の当時、都道府県優生保護審査会の監督等の事務は、地方自治法（平成11年7月16日法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）148条1項、2項及び同法別表第三第一号（十一）により、いわゆる機関委任事務として、都道府県知事がこれを管理し、執行するとされており、厚生大臣は、都道府県知事に対し、同法150条及び国家

行政組織法 15 条 1 項（上記法律による改正前のもの。）に基づき、都道府県知事が国の機関として処理する前記事務について、同都道府県知事を指揮監督する権限を有していた。これらの権限の不行使は、国の公権力の行使に当たる厚生大臣の職務に属する行為に当たるから、原告らが主張する作為義務が認められ、厚生大臣がこれを故意又は過失によって怠り、それによって原告らに損害が生じた場合には、そのような不行使は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるということができる。

(3) そこで、原告らが主張する作為義務が認められるかどうか、その前提として、本件優生手術の根拠である旧優生保護法 4 条から 11 条までの各規定（以下「本件規定」という。）が優生手術の対象者の憲法上の権利を侵害し、違憲であるといえるかどうかについて検討する。

ア この点、前記前提事実(1)エ(ア)によれば、本件規定は、精神病等の特定の疾患を有する者に対し、本人の同意を要件とせず、医師の申請及び都道府県優生保護審査会の審査のみで、生殖を不能にさせる手術を実施することができる旨定めていたものということができる。

イ 憲法 13 条は、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が保護されるべきことを規定しているところ、子をもうけるか否かについて意思決定をする自由及びその意に反して身体への侵襲を受けない自由は、いずれも、幸福追求に対する権利の一内容を構成する権利として同条により保障されていると考えられる。

前記アの規定内容に照らすと、本件規定はこれらの自由を侵害するものといえる。そして、その立法目的は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するというもの（旧優生保護法 1 条）ということができるところ、これは特定の障害ないし疾患を有する者をそのことのみを理由に一律に「不良」な子孫の出生をもたらす存在とした上、「優生上の見地」からその「子孫の出生を防止する」というものであって、個人の尊重とい

う日本国憲法の基本理念に照らし不合理であることは明らかである。また、その手段も、強制的に、高度の身体的な侵襲を伴い、不可逆的に生殖を不能にさせるものであるから、手段の合理性を欠くことも明らかである。よって、本件規定は、優生手術の対象者の上記自由を侵害し、憲法13条に違反するというべきである。

ウ 憲法14条1項は、国民に対して法の下の平等を保障したものであり、同項後段列挙の事項は例示的なものであって、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解される（最高裁判所昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁参照）。

前記アのとおり、本件規定は、精神病等の特定の疾患を有する者に対し、本人の同意を要件とせず、医師の申請及び都道府県優生保護審査会の審査のみで優生手術を行う旨定めていたところ、これは、精神病等の特定の疾患を有する者について法的な差別的取扱いをするものである。そして、前記イの説示に照らすと、そのような取扱いの差異を正当化する合理的な根拠はおよそ見出し難い。

エ 憲法24条2項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものと解される（最高裁平成25年（オ）第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁、最高裁平成26年（オ）第1023号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2586頁参照）。

子をもうけるか否かは、家族の構成に関する事項であるといえるところ、本件規定は、前記ア及びイのとおり、精神病等の特定の疾患を有する者に

対し、本人の同意を要件とせず、医師の申請及び都道府県優生保護審査会の審査のみで優生手術を行う旨定め、もって子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害していたものであって、本件規定は、個人の尊厳に立脚したものということはできない。

5 よって、本件規定は、国会の合理的な立法裁量の限界を逸脱したものであり、憲法24条2項に違反するというべきである。

オ そして、以上に説示したところからすると、本件規定が憲法13条、14条1項及び24条2項に違反し、優生手術の対象者のそれらの規定に基づく権利を侵害することは明白であるというべきである。なお、原告らは、そのほかに憲法36条違反も主張するが、違反する憲法の規定の多寡が原告らの被った損害の多寡に影響するものではないので、この点については判断しない。

(4) このように、本件規定が違憲であり、優生手術の対象者の憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であることを踏まえると、旧優生保護法に係る行政事務を分担管理していた厚生大臣としては、本件優生手術が実施されないように、本件優生手術の実施までに、旧優生保護法の改正案の提出や都道府県優生保護審査会の監督等の事務に関する都道府県知事に対する指揮監督の各権限を行使すべき注意義務があったというべきである。にもかかわらず、厚生大臣が本件優生手術の実施までにそのような権限を使用した事実はないと認められるから、厚生大臣は同注意義務に違反し、その権限不行使は、本件優生手術の対象となった原告らに対する関係においても、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということができ

25 そして、本件規定が優生手術の対象者の憲法上保障されている権利を侵害し、違憲であることは、その規定内容から明らかであるから、厚生大臣に故意又は過失があったことも認められる。よって、被告は、国家賠償法

1条1項に基づき、本件優生手術の実施によって原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

2 争点(7)及び争点(8)（損害賠償請求権の消滅）について

(1) 原告らが、本件優生手術の実施によって、精神的苦痛を被ったことは明らかであるから、原告らの被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）が発生したといえる。被告は、本件損害賠償請求権が、民法724条後段の規定により消滅したと主張することから、争点(6)（原告らの損害）に先立ち、争点(7)及び争点(8)（損害賠償請求権の消滅）について検討する。

(2) 民法724条後段の期間の経過（争点(7)）について

ア 民法724条後段の規定は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定のため、被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものであって、20年の期間は損害賠償請求権の除斥期間であると解される（昭和59年（才）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁参照）。

そして、除斥期間の起算点は、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には加害行為の時がその起算点となると解される（最高裁平成13年（受）第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁参照）ところ、厚生大臣の注意義務違反により、直接的な加害行為である原告らに対する本件優生手術が実施され、生殖を不能にされるという具体的な損害が発生したことからすれば、除斥期間の起算点は、本件優生手術の時（原告1につき  
原告2につき  
）であると認めるのが相当である。

そうすると、本件訴訟は、本件損害賠償請求権の除斥期間の経過後に

提起されたものである。

イ これに対し、原告らは、①その沿革及び平成29年法律第44号による民法改正に照らせば、民法724条後段の規定は消滅時効を定めたものと解すべきであること、②除斥期間の起算点は、被害者にとって客観的に権利行使が可能になる程度に損害が顕在化した時、又は社会通念上提訴が困難ではなくなったと認められる時であり、その時点は平成13年11月1日より後であることを主張するが、これらの点についての判断は上記アのとおりであり、原告らの主張を採用することはできない。

(3) 民法724条後段の効果の発生の制限等（争点(8)）について

ア 前記(2)アのとおりの民法724条後段の規定の趣旨に照らせば、民法724条後段の例外を広く認めるのは相当ではないが、例えば、①不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合（平成10年判決参照）や、②被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのため相続人がその事実を知ることができず、民法915条1項所定のいわゆる熟慮期間が経過しないために相続人が確定しないまま、上記殺害の時から20年が経過した場合（平成21年判決参照）などのように、時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の効果の発生を認めることが著しく正義・公平の理念に反する場合には、除斥期間の効果の発生を制限することが許容されるものと解される。

そして、時効停止の規定（民法158条ないし160条）が設けられた趣旨は、時効完成直前に権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を猶予するという点にある。これによれば、被害者の不法行為に基づく損害賠償請求権の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、その事由が、加害者の当該不法行為ないしこれに密接に関連する行為に起因する

など、被害者が一切の権利行使をすることが許されず、加害者が20年の経過によって損害賠償義務を免れるということが、著しく正義・公平の理念に反する場合には、被害者を保護する必要があるというべきであるから、除斥期間の効果の発生を制限することが条理にかなうものといえる。

5 そうすると、上記のような場合に、被害者が、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から6か月内に権利行使をしたなどの特段の事情があるときは、上記時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の効果が発生しないものと解される。

イ 前記前提事実、証拠（後掲するもののほか、証人 [REDACTED] 原告ら本人、  
10 甲4B3の1、甲4B4、甲5B2）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

(ア) 本件優生手術の実施

a 原告1は、[REDACTED] 上出生し、[REDACTED]  
[REDACTED] に知的障害者等の入所型職業訓練施設であった[REDACTED] に  
15 入所した。原告1は、[REDACTED]、同施設の職員によつて、診療所に連れて行かれ、看護師から脱腸だと言われて麻酔注射を打たれ、精管切除結紮法による優生手術を受けたが、手術の前後を通じ、手術の内容の説明を受けることはなかった。原告1は、後に、施設の入所者との会話で、上記手術が子供を産めなくなる手術であることを認識したが、その具体的な内容について誰にも尋ねなかつた。

20 原告1は、[REDACTED] に同施設を退所し、木工所、農園や養豚場などに住み込みで就業し、平成17年以降、グループホームに入居して作業所に通所するほか、障害者の自立支援を行う団体の活動に参加するようになった。原告1は、上記グループホームに入居するまでは、勤務先等でひどい暴力を受けることもあつた。

b 原告2は、[REDACTED] 上出生し、[REDACTED] に精神

薄弱児の入所施設である [ ] に入所し、同園の指示により農家に住み込みで酪農の手伝いをしていた。原告 2 は、[ ] 同園の職員によって、診療所に連れて行かれ、手足をつながれて動けないようにされ、麻酔をかけられて精管切除結紮法による優生手術を受けた。原告 2 は、手術の前後を通じ手術の内容の説明を受けることはなかったが、下腹部に縫合痕と痛みがあったことから、何らかの手術を受けたことは認識した。原告 2 は、[ ] 前記農家から逃亡し、その後、性的な接触を持った女性から指摘を受け、上記手術が子供を産めなくなる手術であることを認識した。その後、原告 2 は、家族の下に戻ることはなく就業先や居住先を転々とする生活を送った。原告 2 は、[ ]において、頭に電気を流されるなどの体罰を受けていた。

(イ) 旧優生保護法下の政策等

- a 旧優生保護法は、昭和 24 年法律第 216 号により、優生手術の対象を拡大し、4 条に基づく優生手術につき医師による申請を義務付けるなどの改正がされた（第一次改正）。さらに、昭和 27 年法律第 141 号により、審査を要件とする優生手術の対象を非遺伝性精神疾患患者に拡大する（12 条に基づく優生手術）などの改正がされた（第二次改正）。これらの改正の過程等で、国会において、優生思想の普及及び旧優生保護法に基づく優生手術の拡大を図る決議や答弁がされた（甲 A 42～45、甲 A 171、175、176、259、260、262）。
- b 厚生省は、各都道府県に対し、昭和 24 年及び昭和 28 年に、審査を要件とする優生手術につき、本人の意思に反して手術を行うことができ、身体の拘束、麻酔薬の使用又は欺罔等の手段を用いることが許容される場合がある旨の通知をし、昭和 29 年頃から昭和 37 年頃

にかけて、優生手術の実施件数の増加や優生手術の速やかな実施を促すなどした。このような被告の方針を受けて、例えば、宮城県、北海道、京都府、兵庫県等の多くの地方自治体において、優生手術の実施件数を増やすなど優生手術の実施が推進された。

5 旧優生保護法4条に基づく優生手術は、昭和24年から平成元年までの間に1万4609件実施され、同法12条に基づく優生手術は、昭和27年から平成4年までの間に1909件実施され、これらの合計は1万6518件であり、昭和52年までに上記各条に基づき優生手術を受けた者の人数は合計1万6170人である。(甲A3、4、  
10 21、49~51、55~57、117、118、166、173、  
174、178~180、212~218、261、263、266、  
276、277、乙A18~20)

c 文部省ないし文部大臣は、昭和31年頃から、学習指導要領に優生保護に関する項目を盛り込み(甲A58、234、240、242、  
15 244、245)、指導要領解説に旧優生保護法に基づく優生手術に関する項目を盛り込んだ(甲A119、247)。昭和44年頃から昭和58年頃までの多数の検定教科用図書や指導資料等は、例えば、「国民優生思想の普及により、人びとがすすんで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがのぞましい。」(甲A120の3。昭和45年発行。)、「国民優生の立場からは、消極的に悪性遺伝病を少なくするだけでなく、優れた遺伝質の増加をはかるために、優秀なものの子孫を増加させなければならない。」(甲A120の4。昭和46年発行。)、「国民優生思想の普及をはかることによって、国民がすすんで遺伝病を防ぐために協力することがたいせつである。」(甲249。昭和54年発行。)など、優生思想を肯定する記載が認められる(甲A120の1、2、5、6、7、8、9、10、11、甲A248、  
20 25

250、251、252、254、256)。

d 旧優生保護法下の障害者支援団体の中には、優生手術を推進する立場を明らかにする団体も存在した( )。

(ウ) 平成8年改正前後の経過

a 平成7年以降、DPI(障害者インターナショナル)女性障害者ネットワークの同年2月18日付け厚生大臣宛て要望書(甲A89)、日本障害者協議会の平成8年6月3日付け国會議員宛て要望書(甲A93)において、旧優生保護法の撤廃ないし改正が要望され、そのような中で、同月18日には平成8年改正に至った。もっとも、同改正法には旧優生保護法に基づく優生手術の違憲・違法性についての言及はなかった。その後も、被告は、国連の国際人権規約委員会等が優生保護法の被害者に対する補償に関する勧告をしたことに関し、平成18年12月及び平成28年3月に、旧優生保護法に基づき適法に行われた優生手術について補償することは考えていないとの見解を示すなど(甲A5、7、8、15)、旧優生保護法に基づく優生手術は適法であるとする立場をとった。

b 平成9年8月26日以降、他国の強制不妊手術の問題が報道され、これをきっかけに「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」が結成され、同会は、同年9月に厚生省に謝罪と補償を求める要望書を提出し、同年11月に強制不妊手術被害者ホットラインを開設したところ、7件の電話があった。仙台第一次訴訟に併合された事件(当庁平成30年(ワ)第581号)の原告は、同会と共に、実名で謝罪や補償を求める活動をしたところ、本人のみならず実家や親戚までが嫌がらせを受け、匿名での活動をすることを余儀なくされた。(甲A60の1、123、乙A32)

(イ) 仙台第一次訴訟の提起及びその後の経過

5 a 平成30年1月30日、旧優生保護法に基づく優生手術についての初の国家賠償請求訴訟である仙台第一次訴訟が提起され、広く報道された。さらに、同年5月17日に東京地方裁判所及び札幌地方裁判所において、同年9月28日に神戸地方裁判所及び大阪地方裁判所において、優生手術の対象者数名による国家賠償請求訴訟が提起された。

(甲A29、160、274、281、297、乙A17)

b 原告1は、平成30年1月末頃、仙台第一次訴訟の提起を報道で知り、自身が受けた手術が優生手術であることを認識した。原告1は、同年5月1日、入居しているグループホームを運営する

10 [REDACTED] に対し、自分も優生手術をされたかもしれないと打ち明けた [REDACTED] は、訴訟を提起すれば、原告1の親族に対する影響が生じたり、原告1のプライバシーに属する事柄を外部に明らかにする必要が生じたりすることから、原告1自身が自らの権利が侵害されたとの認識を得て、訴訟を提起するという主体的な意思を得ることが重要であると考え、翌日以降、二、三か月間、折に触れて、原告1に対し、少しずつ手術やその前後の生活歴等について質問をすることを繰り返し、時間をかけて事実関係及び原告1の意思を確認した。 [REDACTED] は、同年8月頃、原告1の意思を確認することができたと考え、原告1は、同月21日、 [REDACTED] と共に、同弁護団に属する弁護士に優生手術に関する法律相談をした。原告1は、弁護士の援助を受けて、同月23日、宮城県に対し、自身が受けた優生手術に関する記録につき個人情報開示請求を行い、宮城県は、同年9月20日、原告1の氏名が記載された記録の開示をした（甲4B1の1及び2）。

15 20 25 c 原告2は、平成30年6月頃、優生手術についての国家賠償請求訴訟に関するニュースを見て、自らの生活保護受給を担当していた

[REDACTED]の担当ケースワーカーに話をし、同ケースワーカーから、優生手術に関する弁護団の紹介を受け、同年7月5日、同弁護団所属の弁護士に優生手術に関する法律相談をした。原告2は、弁護士の援助を受けて、同年9月6日、宮城県に対し、自身が受けた優生手術に関する記録につき個人情報開示請求を行い、宮城県は、同年10月10日、原告2の氏名が記載された記録の開示をした（甲5B1の1及び2）。

d 厚生労働省は、仙台第一次訴訟の提起を契機として、平成30年3月28日、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、旧優生保護法に基づく優生手術の関係資料の保全を依頼し、同年4月25日、医療機関等に同資料の保全を依頼するとともに、都道府県、保健所設置市及び特別区の同資料等の保管状況に関する調査を開始し、同年9月6日、その結果を公表した。また、厚生労働省は、同年7月13日、医療機関、福祉機関及び保健所設置市以外の市町村における、個人を特定できる優生手術の記録の保管状況についての調査を開始し、同年10月31日、これらの調査結果を公表した。

(オ) 本件訴訟の提起とその後の経過

a 原告らは、平成30年12月17日、本件訴訟を提起した。原告らは、優生手術の被害を対外的に説明する際には仮名を用いている。

b 平成31年4月24日に制定された一時金支給法は、旧優生保護法に基づき、又は同法の存在を背景として、多数の人々が、特定の疾患や障害を有すること等を理由に、平成8年改正までの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたとし、そのことに対し、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」との前文を置き、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等を対象に、一律に320万円

の一時金を支給することを定めている。

ウ 以上の認定事実を前提に、本件損害賠償請求権の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があつたといえるかを検討する。

(ア) 原告らは、本件優生手術の前後を通じ、医師、看護師及び施設関係者等から、手術の内容、実施の主体及び根拠等についての情報を一切知らされず、このような権利行使の前提となる事実関係を知る機会がなかつたものと認められる。また、原告1については、虚偽の病名を告げられて麻酔をかけられ、原告2については、拘束されて麻酔をかけられて、本件優生手術を受けさせられたものである（前記イ(ア)）。

10 このような事実経過に加え、旧優生保護法が同法4条に基づく優生手術について対象者の同意を要しないことを規定するにとどまらず、厚生省が、昭和24年及び昭和28年に、都道府県に、本人の意思に反した優生手術を是認し、身体の拘束、麻酔薬の使用又は欺罔等の手段を用いることを許容する旨通知し、さらに、優生手術の実施件数の増加を促していること（前記イ(イ)b）に照らせば、本件優生手術は、対象者である原告らが、手術の内容、実施の主体及び根拠等を認識することが困難な仕組みの下で実施されたものであり、このような仕組みは、被告が優生手術の実施を推進する中で構築されたものであるということができる。

20 (イ) また、旧優生保護法は、特定の障害や疾患を有する者が「不良」な子孫の出生をもたらす存在であるとし、「不良な子孫の出生を防止する」ため、その者の同意なくして高度の身体的な侵襲を伴う不妊手術を行い、子をもうけるか否かの意思決定をする自由を奪うことを許容し、優生手術の対象者が幸福追求に対する権利の権利主体であることを否定するものであるが、このような立法を是とするような、障害者一般に対する差別・偏見は、同法の制定の前から既に社会に存在して

いたものと解される。しかしながら、国会が同法を制定したことは、社会に存在した障害者一般に対する差別・偏見に質的に異なる正当性を付与するものである。さらに、同法制定後も、前記イ(イ)のとおり、長期間、優生思想の普及及び優生手術の拡大を目的とした各種の政策を継続したことによって、優生手術の対象者を含む障害者一般に対する差別・偏見を正当化・固定化し、これを強化する結果をもたらしたものと認められる。

そして、このような差別・偏見は、原告らにも内面化され、本件優生手術の違法性を認識し、権利行使をすることに思い至ることを著しく困難にしたものというべきである。また、障害者を援助するはずの障害者支援団体の中にも優生手術を推進する立場を明らかにする団体があったことなどからすれば、原告らの親族や関係者（施設職員、ケースワーカー、支援団体職員等）においても、本件優生手術の違法性を認識し、権利行使をすることに思い至ることが著しく困難であったといえ、このことも相まって、原告らにおいて、権利行使の前提となる本件優生手術の違法性に関する情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況があったと認めることができる。

(ウ) 以上によれば、原告らにおいて、権利行使の前提となる情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況にあり、これにより、権利行使を不能又は著しく困難とする事由があったということができる。

さらに、平成8年改正時点で、1万5000件以上の優生手術の被害者のうち約98%について権利行使をしないまま20年の除斥期間が経過していたこと、平成8年改正後も、「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」と共に活動をした被害者が匿名での活動をすることを余儀なくされたこと、同年11月に開設された強制不妊手術被害者ホット

ラインにわずか7件しか問い合わせがなかったこと、旧優生保護法の制定から70年近くが経過した平成30年1月に仙台第一次訴訟が提起されるまで優生手術についての国家賠償請求訴訟が提起されなかつたことなどの事実に照らせば、原告らにおいて、権利行使の前提となる情報や訴訟提起のための相談機会へのアクセスが現実的に著しく困難であったのは、原告らを含む優生手術の対象者が当時置かれていた客観的な状況によるものであったといえる。

(イ) なお、平成8年改正により優生手術に関する条項が削除されたものの、同改正法において旧優生保護法の違憲性についての言及はなく、被告は旧優生保護法に基づく優生手術は適法であるという立場をとり続けたこと、長期間にわたる優生思想の普及等を目的とした各種の政策により正当化・固定化され、強化された差別・偏見は容易に払しょくされるものではないこと、時間の経過に伴って、優生手術の実施に関する資料が散逸し、容易にアクセスできない状況になったことがうかがわることのほか、上記(ウ)のとおりの、平成8年改正後の優生手術についての損害賠償請求権の権利行使の状況などからすれば、平成8年改正後も、権利行使の前提となる情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況には変わりがなかつたものというべきである。

エ 次に、被害者が一切の権利行使をすることが許されず、加害者が20年の経過によって損害賠償義務を免れるということが、著しく正義・公平の理念に反するかを検討する。

前記ウによれば、原告らが、権利行使の前提となる情報や権利行使のための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況に置かれていたのは、被告において、対象者が手術の内容、実施の主体及び根拠等を認識することが困難な仕組みを構築し、このような仕組みの下で本件優生手術を

実施したことのほか、旧優生保護法に基づく優生思想の普及等を目的とした各種の政策を継続したことによるものといえる。そうすると、原告らによる権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由は、被告の違法行為及びこれに密接に関連する行為に起因するものであったというべきである。

そして、本来、憲法に基づき、すべての国民を個人として尊重し、その権利を擁護すべき国務大臣において、旧優生保護法が違憲であることが明白であるにもかかわらず、高度の身体的な侵襲を伴う本件優生手術を漫然と実施させるに至り、それによって原告らの憲法上保障されている権利を侵害したことを踏まえると、原告らが一切の権利行使をすることが許されず、被告が20年の経過によって損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反するというべきである。

オ そこで、原告らが、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から6か月内に権利行使をしたなどの特段の事情があるといえるかについて検討する。

(ア) 優生手術について損害賠償請求権の権利行使をすることは、自らが旧優生保護法に規定された特定の障害又は疾患を有することに加え、意思に反した不妊手術を受けて生殖を不能にされたという個人のプライバシーの中核に属する事柄について、第三者である弁護士に告知し、更に公開の法廷で公表することを伴い、報道の対象にもなり、訴訟提起をした被害者自身のほか、広く親族や関係者にもその影響が及ぶことが想定される。前記のとおり障害者一般に対する差別・偏見が積み重ねられてきた状況下では、権利行使のために弁護士に優生手術を受けたことを相談することも容易ではないはずであり、権利行使することに思い至ったからといって、直ちに権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況が解消されるものではない。

原告らは、平成30年1月末頃ないし6月頃に、仙台第一次訴訟や同種訴訟の提起の報道に接し、権利行使の前提となる本件優生手術の違法性に関する情報を知り、本件損害賠償請求権の権利行使をすることに思い至ったものと認められる。ところが、平成30年1月末頃の時点では、被告においても優生手術の関係資料の保管状況を把握していない状況であり、同年6月頃の時点でも、未だ個人を特定できる優生手術の記録の保管状況の調査に着手したばかりであった。

このような状況下で、原告らが上記各時点で有していた権利行使の主たる根拠は50年以上前の未成年時の記憶であったことがうかがわれる一方、被告は平成8年改正後も旧優生保護法に基づく優生手術が適法であるとの立場を示していたことに加え、原告らが、他の障害者と同様に、障害者に対する差別・偏見にさらされてきたことを踏まえると、原告らが、権利行使をすることに思い至った後、速やかに弁護士に相談することは困難であったといえるから、権利行使のための相談機会へのアクセスが現実的に著しく困難な状況は直ちに解消しなかつたものというべきである。[ ]が、原告1の親族に対する影響や原告1のプライバシーに属する事柄の公表に配慮し、弁護士による法律相談までの間にかなりの時間をかけて繰り返し原告1の意思確認をしたことや、原告らが実名を公にしていないことも、このことを裏付けるものである。

原告らの置かれた以上のような状況に照らせば、平成30年1月末頃ないし同年6月頃に権利行使の前提となる情報を知った原告らについては、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由は、原告らが関係者の支援を経て、法律相談を実現した時（原告1につき同年8月21日、原告2につき同年7月5日）まで解消しなかったものというべきである。

(1) 原告らが本件訴訟を提起したのは平成30年12月17日であるから、原告らは、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時（原告1につき同年8月21日、原告2につき同年7月5日）から6か月内に権利行使をしたということができ、前記特段の事情があるものと認められる。

以上によれば、民法724条後段の規定にかかるわらず、原告らの損害賠償請求権が消滅したということはできない。

(4) これに対し、被告は、平成10年判決及び平成21年判決の判例法理によれば、民法724条後段の効果が制限されるのは、①少なくとも時効停止規定のように除斥期間の経過による効果の発生を制限する根拠となる明文の規定が存在することを要し、権利者側の認識や認識可能性とは別の観点から、権利行使を不能又は著しく困難とする客観的な事由があり、②このような客観的な事由が、債務者の不法行為に起因するため、除斥期間の経過による効果を債権者に甘受させることが著しく法的正義や債権者と債務者間の公平の理念に反すると評価される場合に限られると主張する。

ア ①に関し、被告は、消滅時効の場合であれば直接適用することが可能な明文の規定が存在しない場合に、民法724条後段の効果の発生の制限を認めるとすれば、除斥期間の例外を消滅時効の場合を超えて広く許容する点で除斥期間の基本的な法的性質に反し、時効停止規定所定の事由が認められることを前提に、更に要件を加重して除斥期間の効果の発生を制限した平成10年判決及び平成21年判決の基本的な考え方とも整合しないと主張する。

しかしながら、平成10年判決及び平成21年判決は、正義・公平の理念に照らし、法律関係の速やかな確定という要請を後退させても権利者を保護する必要がある例外的な事例において、民法724条後段の効果の発生を制限すべきとの判断を示したものであって、被告の主張する

のような意味での明文の規定が存在しなければ、除斥期間の効果の発生を制限することが一切許されないとの判断を示したものとは解し得ない。時効停止の規定（民法158条ないし160条）が設けられた趣旨が、時効完成直前に権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を猶予するという点にあることに照らせば、被告の主張するような意味での明文の規定が存在しないとしても、時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の効果を発生させることが著しく正義・公平の理念に反するような例外的な場合に、民法724条後段の効果の発生を制限することが、平成10年  
5 判決及び平成21年判決の示した判例法理に直ちに反することにはならない。

さらに、被告は、旧優生保護法に基づく優生手術の実施の事実は公にされ、原告らは、本件優生手術を受けた後程なく、不妊手術であったことを認識するに至っていたことに加え、平成8年改正の改正経緯及び改  
10 正後の状況等からすれば、客観的な状況による限り、原告らにおいて、遅くとも平成8年改正を契機として、本件優生手術の実施の理由や根拠の調査等をすることが可能であったから、平成8年改正の後に権利行使を不能又は著しく困難とする客観的な事由が継続していたということはできないと主張する。

しかしながら、原告らにおいて、権利行使の前提となる情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況にあり、これにより、権利行使を不能又は著しく困難とする事由があったといえるのは、前記(3)ウ説示のとおりであり、同説示に照らし、このような事由は、権利者側の認識や認識可能性にとどまらず、原告らを含む優生手術の対象者が置かれた客観的な状況に基づくものというべきである。また、平成8年改正後も、原告らにおいて、権利行使の前提となる情報や権利行  
15

使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況であったことには変わりがなく、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が継続していたことについても、同説示のとおりである。

5 イ ②に関し、被告は、加害行為の内容、違法性ないし法益侵害の大小等を除斥期間の経過による効果の発生を制限する事由とすることは、民法724条後段の趣旨に反すると主張する。

しかしながら、民法724条後段の趣旨とする法律関係の速やかな確定という要請を後退させるべきか否かの判断において、例えば、侵害されたのが財産権なのか生命・身体なのかなどにより結論が異なり得るの

10 はむしろ当然であり、被告の主張を採用することはできない。

また、被告は、優生手術の実施が隠蔽されていたことはなく、原告らが、旧優生保護法に基づく優生手術であることを認識する機会がなかったとはいはず、被告において、原告らが損害賠償請求の権利行使ができない状況を意図的・積極的に作出了したことはないことを主張する。

15 しかししながら、民法724条後段の効果の発生を制限するために、加害者が、被害者が権利行使できない状況を意図的・積極的に作出了することが必須とされるものではない。そして、原告らが、本件優生手術が不妊手術であったことを早期に認識していたことを踏まえても、優生手術の違法性を含む権利行使の前提となる情報や、権利行使のための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況であったことから、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があったといえること、かかる事由が、被告の違法行為ないしこれに密接に関連する行為に起因することは、前記(3)エ説示のとおりであり、被告の主張する点は、同判断を左右するものではない。

25 さらに、被告は、被告が昭和50年代から平成8年改正前後を通じ、一貫して障害者等に対する差別等を解消するための取組を行っていることからすれば、平成8年改正後、被告が障害者等に対する差別・偏見を

助長したなどということはできず、除斥期間の効果を発生させることができ著しく正義・公平の理念に反するということはできないと主張する。

被告が、昭和59年から平成7年にかけて、身体障害者福祉法の改正及び精神衛生法の改正（改正後の題名は、精神保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）をし、平成5年、平成16年及び平成23年にかけて、心身障害者対策基本法の改正（平成5年改正後の題名は障害者基本法）をし、その他、平成23年以降、障害者の虐待の防止や、地域社会における共生の実現、障害を理由とする差別の解消等を内容とする法律の制定や法改正をしたことが認められる。しかしながら、原告による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が、上記法改正等により解消したということはできないし、被告が上記法改正等をしたことをもって、本件損害賠償請求権につき、除斥期間の効果を発生させることが正義・公平の理念に反するとの前記判断を左右するものではない。

### 3 争点(6)（原告らの損害）について

(1) 以上に認定したとおり、原告らは、厚生大臣の違法行為（違法事由①）の結果、「不良」な子孫をもつことを防止するという優生手術の対象とされ、意思に反する高度の身体的な侵襲を伴う不妊手術により、生殖を不能にさせられ、著しい精神的苦痛を受けたものである。そして、原告らが、子をもうけるか否かについて現実的に考える機会の乏しい若年のうちに、自らが受け手術の内容や法的根拠の説明もないまま、欺罔的、強制的な手段により不妊手術を受けさせられ、その後の人生を生きることを強いられたこと、本件優生手術は国の政策として実施され、これにより、原告らの憲法上保障されている権利を侵害されたこと、原告らが、上記の違法行為及びこれに密接に関連する国の行為に起因して、権利行使が客観的に不能又は著しく困難な状況に置かれ、長期間何らの救済を受けることができなかつたことを含む本件

において認められる一切の事情を考慮すれば、原告らの精神的損害は多大なものであり、原告らの慰謝料はそれぞれ 1500 万円をもって相当というべきであり、違法行為と相当因果関係のある弁護士費用はそれぞれ 150 万円と認める。

不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金の起算日は、通常、損害の発生時であるものと解されるが、本件事案の特殊性にかんがみ、損害の公平な分担の観点から、遅延損害金の起算点については、訴状送達日の翌日である平成 31 年 1 月 8 日とするのが相当である。

(2) 原告らは、前記 1 において判断をした違法事由①のほかに違法事由②ないし違法事由⑤を主張する。

原告らは、違法事由③及び違法事由④の損害として、本件優生手術による損害に加えて、平成 8 年法改正以降、被害回復・軽減措置（損害賠償・補償のための措置を除く。）が執られなかつたことにより、人としての尊厳が毀損され続けていることによる損害を主張する。しかしながら、原告らの主張する平成 8 年改正後の違法行為に係る損害は、上記(1)に認定した損害に評価し尽くされているというべきであつて、違法事由③及び違法事由④による損害が上記(1)に認定した損害を上回るものということはできない。

また、違法事由②（平成 8 年改正前までの旧優生保護法の制定等、優生政策の推進及び優生手術の実施に係る一連一体の行為）及び違法事由⑤（補償・賠償立法の立法不作為）による損害が上記(1)に認定した損害を上回るものであるということはできない。

よつて、違法事由②ないし違法事由⑤の存否に係る争点（争点(2)ないし争点(5)）については判断しない。

## 第 5 結論

以上のとおりであるから、原告らの請求は、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償金各 1650 万円及びこれらに対する平成 31 年 1 月 8 日

5

から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余の請求を棄却することとし、本件事案の性質に鑑み、本判決送達の日から14日間の猶予期間を定めるとともに、第1項及び第2項につき各1480万円の担保を条件とする仮執行免脱宣言を付した上で仮執行宣言を付すこととして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官

10

高 橋

彰

15

裁判官

裁判官

草野 克也

渡邊 聖人